

令和7年度十和田市農業ドローンオペレーター育成支援事業

目的

スマート農業の活用を推進し農作業における省力化を進め、農業用ドローンのオペレーターの確保を図ります。

内容

1. 事業を利用できる方

- (1)市内で農業を営む方、またはその父母、配偶者、子又は子の配偶者
- (2)法人の場合は、市内に本店又は主たる事務所を有し、市内で農業を営んでいること
- (3)市税等を滞納していない方
※個人の場合、過去に本事業を活用した者は対象外
法人の場合、通算4人分まで対象（当該年度の申請は役員又は正規従業員2人分までとする）

2. 助成内容

農業用ドローンオペレーター技能取得に要する費用の2分の1以内又は10万円のいずれか低い額を助成します。ただし、補講及び再試験に係る費用や交通費、宿泊費等は対象外です。

3. 申請に必要なもの

- (1)技能認定教習の受講内容及び費用の内訳がわかるもの
- (2)令和6年分の所得税確定申告書の写し
- (3)申請者の完納証明書 ※同意書により省略可
- (4)家族が受講する場合は申請者との関係が分かる書類（住民票の写し、戸籍謄本の写し）
- (5)法人の場合は直近の決算書及び役員又は従業員であることが分かる書類の写し
- (6)はんこ（個人の場合は認印可、法人の場合は、代表者印）

[注] 必ず交付決定を受けてから受講してください。

問い合わせ先

十和田市農林商工部農林畜産課 農政推進係 円子 ☎0176-51-6736